

静岡県公立大学法人職員の1か月単位の変形労働時間制勤務規程

平成19年4月1日 規程第9号

改正 平成20年4月1日、平成21年10月1日、平成22年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、静岡県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成19年規程第8号。以下「勤務時間等規程」という。)第15条の規定に基づき、1か月単位の変形労働時間制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第2条 業務の運営上特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間は、毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制によるものとし、起算日から1か月を平均して1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることができるものとする。

2 本条によって1か月単位の変形労働時間制を適用する場合の各日の始業及び終業時刻、休憩時間は別表のとおりとし、各人ごとに勤務割表で定める。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情がある場合には、これを繰り上げ又は繰り下げることがある。

3 勤務割表の作成は1か月ごとに行うものとし、各人ごとの各日の始業及び終業時刻、休憩時間は、起算日の前日までに通知する。

(休日)

第3条 休日は、4週間を通じて8日となるようあらかじめ指定する。ただし、業務の都合上やむを得ない場合には、あらかじめ休日を別の日に振り替えることがある。

(時間単位の年次有給休暇)

第4条 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算するときは、1週間の勤務時間を1週間の勤務を割り振られた日数で除して得た時間数(端数が生じたときは、これを切り上げる。)をもって1日とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

勤務態様		始業・終業時刻	休憩時間
区分	勤務時間		
A 勤務	12 時間	8:45～21:45	12:00～13:00
B 勤務	10.5 時間	8:45～20:15	12:00～13:00
C 勤務	10.5 時間	10:15～21:45	12:00～13:00
D 勤務	8.5 時間	8:00～17:30	12:00～13:00
E 勤務	8.5 時間	8:30～18:00	12:00～13:00
F 勤務	9 時間	10:15～20:15	12:00～13:00
G 勤務	8 時間	12:45～21:45	60 分間
H 勤務	7 時間	8:30～16:30	12:00～13:00
I 勤務	8 時間	8:30～17:30	12:00～13:00
J 勤務	8 時間	9:30～18:30	12:00～13:00
K 勤務	7 時間	10:00～18:00	12:00～13:00
L 勤務	6.5 時間	12:45～20:15	60 分間
M 勤務	6.5 時間	14:15～21:45	60 分間
N 勤務	5.5 時間	8:30～15:00	12:00～13:00
O 勤務	5.5 時間	10:00～16:30	12:00～13:00
P 勤務	5 時間	13:00～18:00	
Q 勤務	5.5 時間	14:30～20:00	
R 勤務	5.5 時間	16:15～21:45	
S 勤務	3.5 時間	8:45～12:15	
T 勤務	3.5 時間	10:10～14:40	12:00～13:00
U 勤務	3.5 時間	12:50～16:20	
V 勤務	3.5 時間	14:30～18:00	
W 勤務	4 時間	16:10～20:10	
X 勤務	3.5 時間	18:20～21:50	
Y 勤務	7 時間 45 分	8:30～17:15	12:00～13:00
Z 勤務	7 時間 45 分	8:00～16:45	12:00～13:00
AA 勤務	8 時間	8:00～17:00	12:00～13:00